

新たな外国人材受入れ制度に係る制度説明会

(漁業分野)

分野別個別説明資料：

運用方針・運用要領の概要	1
Q & A	7

(参考)

運用方針	12
運用要領	14
農林水産省所管分野の概要	17

平成31年2月

水産庁

「漁業分野」の分野別運用方針について

分野別運用方針の概要	参 考				
<p>1. 人手不足状況 (受入れの必要性)</p> <p>○ 漁業分野における就業者は、平成 10 年に 27 万 7,000 人であったものが平成 29 年には 15 万 3,000 人と概ね半減、雇われ就業者も 3 年間で約 1 割減少しているほか、漁業分野の有効求人倍率は、漁船員 2.52 倍、水産養殖作業員 2.08 倍となっている。</p> <p>○ 漁業分野の雇われ就業者の約 2 割を占める 65 歳以上の熟練の高齢労働者が順次引退していくこと等から、今後も人手不足の深刻化が見込まれるところ、我が国漁業の存続・発展を図り、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保するとともに、将来にわたって漁業が持つ多面的な機能が発揮されることが必要不可欠。</p>	<p>漁業就業者数 (単位:万人)</p> <p>漁業就業者数(雇われ) (単位:万人)</p> <p>資料:農林水産省「漁業センサス」等 注:「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者</p> <p>資料:農林水産省「漁業就業動向調査」</p> <p>漁業就業者数の年齢構成(H29)</p> <p>資料:農林水産省「漁業就業動向調査」</p> <p>有効求人倍率(H29)</p> <table border="1"> <tr> <td>漁船員</td> <td>2.52倍</td> </tr> <tr> <td>水産養殖作業員</td> <td>2.08倍</td> </tr> </table> <p>資料:厚生労働省「職業安定業務統計」 国土交通省「船員職業安定年報」</p>	漁船員	2.52倍	水産養殖作業員	2.08倍
漁船員	2.52倍				
水産養殖作業員	2.08倍				
<p>(生産性向上のための取組)</p> <p>○ 適正な資源管理措置の下で、①生産性の高い漁船の導入、②海洋環境の迅速な把握、③AI を活用した漁場探査の効率化等、最先端技術の開発、実装、④「浜」単位での先進的な取組事例の全国普及、⑤自動給餌機や自動カキ剥き機の導入等による作業の効率化等を推進し、省力化による生産性の向上に取り組んでいる。</p> <p>○ 漁業者 1 人当たりの生産量が、25.1 トン（平成 23 年）から 27.2 トン（平成 28 年）へと増加している。</p>	<p>【取組例】</p> <p>体系図</p> <p>・人工衛星から送られる水温情報等を元に海水温の広域分布図を作成し漁業者に送信するシステムを構築</p> <p>高精度全天候型水温図 一週間先までの波高予報、風向風速、6日先までの気圧分付図など提供</p> <p>・水温分布図にサンマ漁船からの聞き取り情報と夜間可視画像の集魚灯分布図を合成 ・これにより海況と漁場形成の相関を明示、漁場探査のノウハウを具体的に提示することが可能 (左図は、潮流舌部にサンマ漁場が形成)</p>				

(国内人材確保のための取組)

- 漁業就業相談会や漁業体験、長期研修等の業界の取組を支援している。
- 就業者が減少する中、毎年2,000人近い新規就業者を着実に確保している。



(受入れ見込み数)

- 5年間の受入れ見込み数は、最大9,000人であり、これを上限として運用する。
- 向こう5年間で2万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、5年間で4,000人程度の労働効率化や、5年間で7,000人程度の追加的な国内人材の確保を行ってもなお、不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。
- 農林水産大臣は、受入れ見込み数の上限(9,000人)を超えることが見込まれる場合、法務大臣に、受入れの停止の措置を求める。

【受入れ見込み数の考え方】

- 総務省「労働力調査」等を参考に熟練の高齢労働者(2013年:1万人、2018年2万人)が一定の年齢に達し、順次引退していくのに対し、毎年1千人の新規就業者が新たに雇用されると想定し、向こう5年間で2万人の人手不足が生じると見込む。
- 適切な資源管理の実施による水産資源の維持増大、「浜」単位での先進的な取組事例の全国普及、漁業許可制度の見直しによる漁船の高性能化・大型化、情報通信技術(ICT)を活用した漁場予測・養殖管理の取組を進めることにより、5年間で約4,000人分の労働効率化に向け、引き続き最大限の努力を不断に行う。
- 新規就業者の確保・育成、省力化機器の導入、働き方改革の普及等に着実に取り組み、5年間で約7,000人増の国内人材確保につなげていくべく、引き続き最大限の努力を不断に行う。
- それでもなお、不足が見込まれる9,000人を上限として受入れ。

2. 人材の基準

(外国人材の基準)

次の試験に合格した者 又は 漁業分野の第2号技能実習を修了した者を特定技能1号の在留資格で受入れ。

技能水準〔試験区分〕

- 「漁業技能測定試験（仮称）（漁業）」
- 「漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）」

日本語能力水準

- 「日本語能力判定テスト（仮称）」
- 「日本語能力試験（N4以上）」

⇒関連 Q & A 質問2及び3

○ 漁業技能測定試験（仮称） 運用要領に明記

漁業又は養殖業において従事する業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力等を測る試験。

試験言語：日本語、試験実施主体：公募、実施方法：筆記・実技※（CBT方式可）

※漁業又は養殖業に3年以上従事した経験を有する者は実技を免除

実施回数：主に国外で最大6回程度、開始時期：31年度内予定

○ 日本語能力判定テスト（仮称） 運用要領に明記

新制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するために、（独）国際交流基金が新たに開発・実施する試験。

実施方法：コンピュータ・ベース・テスト（CBT）方式

実施回数：国外で年概ね6回程度、開始時期：31年秋以降予定

○ 日本語能力試験 運用要領に明記

日本語を母語としない人たちの日本語能力を測定し認定する試験。N1～N5の5つのレベルのうち、N4合格者が基本的な日本語が理解できるレベル。

試験実施主体：（独）国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国外80か国・地域・239都市で年概ね1～2会実施

（平成29年実績）

○ 漁業分野の第2号技能実習

- ・ 漁業漁船（かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業）
- ・ 養殖業（ほたてがい・まがき養殖作業）

3. その他重要事項

(1号特定技能外国人が従事する業務)

○「漁業技能測定試験(仮称)(漁業)」の合格者

漁業^{*}(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)

※いずれの漁業(養殖業を除く)でもよい。

○「漁業技能測定試験(仮称)(養殖業)」の合格者

養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)

※いずれの養殖業でもよい。

⇒関連 Q & A 質問4～6

【第2号技能実習修了者が従事する業務】 運用要領に明記

○ 漁船漁業職種(8作業)の実習を修了した者
左欄の「漁業」に従事可

○ 養殖業職種(1作業)の実習を修了した者
左欄の「養殖業」に従事可

【関連業務への従事】 運用要領に明記

左欄業務に従事する日本人が通常業務することとなる関連業務にも付随的に従事することができる。

(漁業の例) 漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等

(養殖業の例) 梱包・出荷及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等

(2号特定技能外国人の受入れ)

1号特定技能外国人の受入れ状況や人手不足の状況等を勘案しながら、漁業の存続・発展に資するよう、必要に応じ検討。

(特定技能外国人の雇用形態)

○ 直接雇用又は派遣形態

漁業分野では、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業経営体の多くが零細で半島地域や離島地域などに存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、派遣が必要である。

○ 派遣形態の場合、派遣事業者は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

⇒関連 Q & A 質問9

(特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置)

○ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を周知するとともに、地方に点在する漁村において外国人を受け入れる環境を整えるため、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。

○ 漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能開国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

○ 外国人材受入れ環境整備事業（平成 31 年度予算）
水産業に従事する外国人を、地域社会に円滑に受入れ、共生を図るための環境整備を支援。

受入れ機関等に特に課す条件


- 受入れ機関（特定技能所属機関）は、「漁業特定技能協議会（仮称）」の構成員になること。
- 受入れ機関（特定技能所属機関）は、「漁業特定技能協議会（仮称）」において協議が調った措置を講じること。
- 受入れ機関（特定技能所属機関）は、「漁業特定技能協議会（仮称）」及びその構成員に対し必要な協力を行うこと。

【漁業特定技能協議会（仮称）】 運用要領に明記

- 農林水産省が、漁業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される協議会を組織。
- 協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次の事項について協議を行う。
 - ①漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
 - ②外国人の受入れ状況の把握
 - ③不正行為に対する横断的な再発防止策
 - ④構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

新たな外国人材受入れ制度に関するQ & A（漁業）

質 問	回 答
<p><外国人> 1 漁業で、外国人を受け入れる方法を教えてください。</p>	<p>1 以下の（１）又は（２）の要件を満たす外国人と直接雇用契約を結ぶことで、事業者は外国人の受入れができます。 【運用方針 3（１）・（２）】</p> <p>（１）漁業分野の技能試験と基本的な日本語試験に合格した者</p> <p>（２）漁船漁業職種（８作業）又は養殖業職種（１作業（ほたてがい・まがき作業））の第２号技能実習を修了した者</p> <p>※ ８作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業</p> <p>2 また、外国人を雇用する場合、農林水産省が外国人の適正な受入れ及び外国人の保護のために組織する「<u>漁業特定技能協議会</u>」に加入し、農林水産省等に対して必要な協力を<u>行うことが求められます</u>。 【運用方針 5（２）イ、エ】</p>

<p><試験></p> <p>2 漁業分野の技能試験はどのようなものですか。</p>	<p>1 技能試験は、<u>漁業技能測定試験（漁業）又は漁業技能測定試験（養殖業）</u>の2種類。それぞれ<u>漁業又は養殖業に従事するために必要な能力を測る</u>ものです。</p> <p>2 それぞれ2号技能実習修了者が受験する<u>専門級試験と同等レベルで、水産動植物の探索・採捕等、養殖水産動植物の育成管理・収穫等</u>などの能力を測るものとなります。</p> <p>3 公募により選定された試験実施者において、試験問題の検討・作成を実施することとなるため、<u>2019年度内に国外で試験を実施する</u>予定です。 【運用要領第1の1（1）・（2）】</p>
<p>3 日本語試験はどのようなものですか。</p>	<p>日本語能力水準については、(独)国際交流基金が国外で実施する日本語能力判定テストにより確認するほか、国内外で実施されている日本語能力試験（N4以上）を活用します。 【運用要領第1の2（1）・（2）】</p>
<p><外国人の業務内容></p> <p>4 外国人は、どのような業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 <u>漁業技能測定試験（漁業）に合格した者又は漁船漁業職種の第2号技能実習を修了した者は、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）に従事</u>できます。 <u>この場合、漁船漁業職種（8作業）の第2号技能実習修了者は、当該8作業以外の漁業にも従事</u>することができます。 【運用方針5（1）ア、運用要領第3の2（1）】</p> <p style="text-align: center;"></p>

	<p>2 漁業技能測定試験（養殖業）に合格した者又は養殖業職種の第2号技能実習を修了した者は、<u>養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）に従事できます。</u> <u>この場合、養殖業職種（1作業）の第2号技能実習修了者は、当該1作業以外の養殖業にも従事することができます。</u> 【運用方針5（1）イ、運用要領第3の2（2）】</p>
<p>5 受入れ機関が漁業と養殖業を兼業しているところ、漁業の業務に従事している外国人が、養殖業の業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 <u>漁業技能測定試験（漁業）に合格した場合又は漁船漁業職種の第2号技能実習を修了した場合でも、養殖業の業務に従事することはできません。</u></p> <p>2 <u>ただし、上記1に加えて、漁業技能測定試験（養殖業）にも合格した場合には、その外国人は、漁業又は養殖業の業務に広く従事することができます。</u></p>
<p>6 外国人が、漁業のほか、加工に従事することができるのですか。</p>	<p><u>漁業又は養殖業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務であれば、外国人も付随的に従事することができます。</u> <u>例えば、自家原料を使用した加工に従事することが可能です。</u></p> <p>関連業務の例（漁業の場合） 漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売 等</p> <p>関連業務の例（養殖業の場合） 養殖業に係る梱包・出荷 自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売 等 【運用要領第3の1】</p>

<p>7 特定技能制度の導入後は、技能実習制度はなくなるのですか。</p>	<p>1 今般導入する特定技能制度は、人材の確保が困難な状況にある漁業分野（漁業・養殖業）において、一定の専門性・技能を持つ即戦力の外国人材を労働力として受け入れる制度となります。</p> <p>2 これに対し、技能実習制度は、漁船漁業（8作業）・養殖業（1作業）において、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進する観点から、外国人を実習生として受入れ、日本の技能等を修得させる制度です。</p> <p>3 上記のとおり、特定技能制度と技能実習制度は、その目的や対象が異なります。したがって<u>特定技能制度の導入後も、技能実習制度は存続します。</u></p>
<p><受入れ人数枠></p> <p>8 受入れ機関当たりの受入れ人数の上限はありますか。</p>	<p>漁業者により経営の状況は多様であることから、技能実習制度のような<u>一事業者当たりの受入れ人数枠は、現在のところ想定していません。</u></p>
<p><派遣形態></p> <p>9 特定技能外国人を雇用し、漁業者に派遣を行うことができる派遣事業者の要件は何ですか。</p>	<p>派遣事業者は、<u>①厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業者（国土交通大臣の許可を受けた船員派遣事業者を含む）であり、かつ②地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものと規定されています。</u></p> <p style="text-align: right;">【運用方針5（2）ア、（3）】</p>

<p><登録支援機関> 10 登録支援機関を使わなければならないのですか。</p>	<p>1 外国人を雇用する場合、外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することが必要となりますが、当該業務の全部又は一部を登録支援機関に委託することができます。</p> <p>2 なお、委託する登録支援機関は、漁業特定技能協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うこと等漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限られます。 【運用要領第3の3（2）イ】</p>
<p><2号特定技能外国人の受入れ> 11 将来的には、2号特定技能外国人を受入れていくことになるのですか。</p>	<p>1 2号特定技能外国人は、1号特定技能外国人よりも熟練した技能を要する業務に従事する者です。</p> <p>2 まずは、1号特定技能外国人の受入れを実現したところであり、将来的に、1号特定技能外国人の受入れ状況や人手不足の状況を勘案しながら、漁業の存続・発展に資するよう、必要に応じ、検討していくこととしています。</p>
<p><お問い合わせ先> 12 漁業分野における新たな外国人材受入れ制度について、詳細はどこに問い合わせれば良いでしょうか。</p>	<p>漁業分野について詳細のお問い合わせ先は以下のとおりです。</p> <p>(お問い合わせ先) 水産庁漁政部企画課漁業労働班 代表：03-3502-8111（内線 6571） 直通：03-6744-2340 FAX：03-3501-5097</p>

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
国家公安委員会
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

漁業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

(1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

漁業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

漁業分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、適切な資源管理措置の下で漁船の高性能化・大型化、作業の自動化・協業化、情報通信技術（ICT）の活用や新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

農林水産省では、補助事業等により業界の取組を支援するとともに、生産性向上のための取組として、適切な資源管理措置の下で、①新たな揚網システムやフィッシュポンプの導入等生産性の高い漁船の導入、②海洋観測ブイや衛星情報の活用による海洋環境の迅速な把握、③AIを活用した漁場形成予測による漁場探査の効率化等、最先端技術の開発、実装、④「浜」単位での先進的な取組事例の全国普及、⑤自動給餌機や自動カキ剥き機の導入等による作業の効率化等を推進し、省力化による生産性の向上に取り組んでいるところ、漁業者1人当たりの生産量が、25.1トン（平成23年）から27.2トン（平成28年）へと増加している。

(国内人材確保のための取組)

また、国内人材の確保に関しても、沿岸漁業や養殖業を中心に女性・高齢者等の

多様な国内人材の活用が進むとともに、農林水産省では、補助事業等により、①漁業就業相談会や漁業体験、②長期研修、③次世代人材投資、④経営技術向上支援等の業界の取組を支援しているところであり、全体として就業者が減少する中において、毎年2,000人近い新規就業者を着実に確保するなどの成果を挙げている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

全国の半島地域や離島地域等津々浦々に6,298（2013年）の漁業集落が存在し、生活の糧として漁業や養殖業が営まれているが、漁業分野における就業者は、平成10年に27万7,000人であったものが平成29年には15万3,000人とおおむね半減、雇われ就業者も3年間で約1割減少しているほか、漁業分野の有効求人倍率は、漁船員2.52倍（船員職業安定年報）、水産養殖作業員2.08倍（職業安定業務統計）となっているなど、深刻な人手不足の状況にある。

漁業分野の雇われ就業者の約2割を占める65歳以上の熟練の高齢労働者が順次引退していくことから、毎年1,000人の新規雇われ就業者を維持しても、今後も人手不足の深刻化が見込まれるところ、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行ったとしてもなお、人手不足の状況を直ちに改善することが困難である。

このため、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害しないよう、在留資格「特定技能」により外国人を受け入れることで、我が国漁業の存続・発展を図り、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保するとともに、国民の将来にわたって、漁業が持つ海洋環境の保全等の多面的な機能が発揮されるよう漁業が健全に営まれることを確保することが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

漁業分野における向こう5年間の受入れ見込数は、最大9,000人であり、これを向こう5年間の受入れの上限として運用する。

向こう5年間で2万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年1%程度（5年間で4,000人程度）の労働効率化及び追加的な国内人材の確保（5年間で7,000人程度）を行ってもなお、不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は漁業分野の第2号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

- ア 「漁業技能測定試験（仮称）（漁業）」
- イ 「漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）」

(2) 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措

置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分3(1)ア関係

漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)

イ 試験区分3(1)イ関係

養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

ア 労働者派遣形態(船員派遣形態を含む。以下同じ。)の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者(船員派遣事業者を含む。以下同じ。)は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

イ 特定技能所属機関は、「漁業特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。

エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

オ 漁業分野の外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者(上記(2)アに定める者に限る。)を特定技能所属機関として外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離

島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により1号特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方に点在する漁村における人手不足の状況を適切に把握し、外国人を受け入れる環境を整えるため、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。

また、漁村地域の漁業を支える人材の育成・確保、適切な資源管理措置の下で居住性・安全性・作業性の高い漁船の導入や漁村における地域活動への支援等の施策を通じて、漁業生産力を向上させるとともに、漁業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、漁村地域の維持発展を図る。

さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成30年12月25日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1)「漁業技能測定試験（仮称）（漁業）」（運用方針3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法 （技能水準）

当該試験は、漁業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）
実施主体：平成31年度一般予算成立後に公募により選定した民間事業者
実施方法：① 筆記試験（真偽式又は多肢選択式）
② 実技試験（写真又はイラスト等を用いて実務能力を測るもの）
注1）①、②とも、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式の採用可
注2）漁業に3年以上従事した経験を有する者は②を免除
実施回数：年最大3回程度、国外実施を予定。また、国内でも実施予定。
開始時期：平成31年度内予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

(2)「漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）」（運用方針3（1）イの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法 （技能水準）

当該試験は、養殖業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）イの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）
実施主体：平成31年度一般予算成立後に公募により選定した民間事業者
実施方法：① 筆記試験（真偽式又は多肢選択式）
② 実技試験（写真又はイラスト等を用いて実務能力を測るもの）
注1）①、②とも、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式の採用可
注2）養殖業に3年以上従事した経験を有する者は②を免除
実施回数：年最大3回程度、国外実施を予定。また、国内でも実施予定。
開始時期：平成31年度内予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

(3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1)「日本語能力判定テスト（仮称）」

ア 日本語能力水準及び評価方法 （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者に

については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

実施回数：年おおむね6回程度、国外実施を予定

開始時期：平成31年秋以降に活用予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国内外で実施。国外では80か国・地域・239都市で年おおむね1回から2回実施（平成29年度）

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)又は(2)の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 漁業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 漁業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から農林水産省に

提供）

- (2) 有効求人倍率

- (3) 公的統計等による漁業就業者数

- (4) 「漁業特定技能協議会（仮称）」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。

なお、漁業分野の対象は、以下の日本標準産業分類に該当する事業者又は当該分類に関連する業務を行う事業者が行う業務とする。

03 漁業（水産養殖業を除く）

04 水産養殖業

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容及び技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

(1) 運用方針5(1)アの業務区分

漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種8作業：かつお一本釣り漁業、

延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業)を修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。

(2) 運用方針5(1)イの業務区分

養殖業に関連する第2号技能実習(養殖業職種1作業:ほたてがい・まがき養殖作業)を修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫(穫)するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1)「漁業特定技能協議会(仮称)」(運用方針5(2)イ、ウ及びエ関係)

ア 農林水産省は、漁業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「漁業特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- ② 外国人の受入れ状況の把握
- ③ 不正行為に対する横断的な再発防止策
- ④ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

イ 特定技能所属機関等は、上記ア①～④の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じる。

ウ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員が行う一般的指導、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

(2) 登録支援機関への支援計画の委託(運用方針5(2)オ関係)

ア 特定技能所属機関が登録支援機関を活用する場合、当該特定技能所属機関が所在する地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努める。

イ 漁業分野の外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、協議会及びその構成員に対し必要

な協力を行うこと等漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、漁業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

農林水産省所管業種の「分野別運用方針」「分野別運用要領（※点線囲い部分）」の概要

分野		農 業	漁 業	飲食料品製造業	外食業
受入れ見込み数 (5年間の最大値)		・36,500人	・9,000人	・34,000人	・53,000人
人材の基準		[技能試験] 農業技能測定試験（仮称） ①耕種農業全般 ②畜産農業全般 ・実施主体は公募で選定	[技能試験] 漁業技能測定試験（仮称） ①漁業全般 ②養殖業全般 ・実施主体は公募で選定	[技能試験] 飲食料品製造業技能測定試験 （仮称） ・実施主体は公募で選定	[技能試験] 外食業技能測定試験（仮称） ・実施主体は公募で選定
		[日本語能力試験] ①日本語能力判定テスト（仮称） 又は ②日本語能力試験（N4以上）		・実施主体は（独）国際交流基金	・実施主体は（独）国際交流基金・日本国際教育支援協会
受入れの停止・再開		農林水産大臣は、 ・人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う ・受入れ見込み数を超えそうな場合は、法務大臣に受入れ停止を求める ・受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求める			
その他重要事項	業務	①耕種農業全般（栽培管理、集出荷・選別等） ②畜産農業全般（飼養管理、集出荷・選別等） 日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能	①漁業（水産動植物の探索・採捕等） ②養殖業（養殖水産動植物の育成管理・収穫等） 日本人が通常従事している関連業務（自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することも可能	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 日本人が通常従事している関連業務（原料受入れ、製品の納品、清掃、事務所の管理の作業等）に付随的に従事することも可能	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 日本人が通常従事している関連業務（原材料調達・受入れ、配達作業等）に付随的に従事することも可能
	受入れ機関等の条件	①「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力を行うこと ②労働者を雇用した経験がある事業者であること	「漁業特定技能協議会」において協議が調った措置を講じ、協議会に対し必要な協力を行うこと	「食品産業特定技能協議会」（仮称）に対し必要な協力を行うこと	①「食品産業特定技能協議会」（仮称）に対し必要な協力を行うこと ②風俗営業関連の事業所に該当しないこと
	雇用形態	①直接雇用 ②労働者派遣（派遣事業者は、農協、特区事業を実施している事業者等を想定）	①直接雇用 ②労働者派遣（派遣事業者は、漁協等を想定）	直接雇用	直接雇用